

# 空き地・空家等の

# 適正な管理は

# 所有者の義務です！



管理不全により通行人や周囲に被害を与えた場合は、**所有者が責任を問われることがあります。**

## 条例の制定

空き地・空家等は、所有者自らによる管理が原則です。しかしながら、適正な管理が行われず、防災、衛生、景観等、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしている空き地・空家等が増え、大きな問題となっています。このため、大牟田市では所有者の責任を明確にし、行政指導や行政処分を可能にした条例を制定しました。

## 景観

### 指導等の対象となる空き地・空家等とは？

市民等の安全又は周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるもの。



・雑草の繁茂

・空家等の倒壊

### 特定空き地・特定空家等とは？

空き地・空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊や衛生上有害となるなど、人の生命、身体又は財産に被害を与えるおそれがあるもの。

## 防災

## 衛生



・ごみの放置



・害虫の発生



・樹木の倒壊

## 所有者等の責任の明確化

### 所有者等の責務

… 空き地及び空家等の所有者等に対し、適正管理義務を課しました。

### 行政指導

… 管理不全な空き地及び空家等の所有者等に対し、助言・指導や勧告を行います。

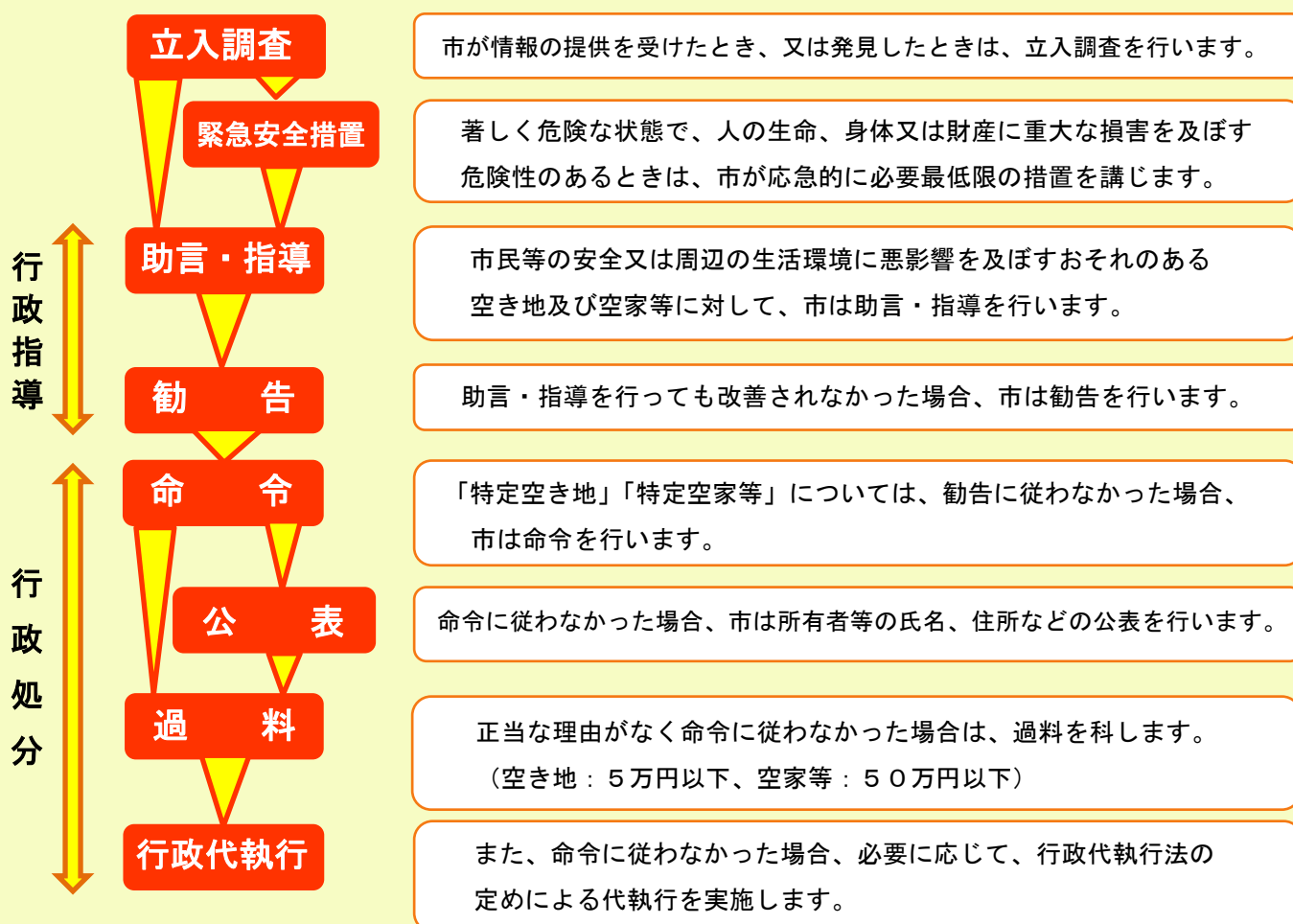
### 行政処分

… 市が特定空き地及び特定空家等の所有者等に対しては、行政指導に加え、命令や氏名等の公表を行います。

## 指導及び処分の流れ



条例の施行により管理不全な状態の空き地・空家等に対し、下記のような措置が可能になります。



### 【空き地・空家等に関するお問い合わせ】

空き地に関すること：環境部 環境保全課 TEL 0944-41-2721  
空家等に関すること：都市整備部 建築住宅課 TEL 0944-41-2787

